

“奨励”なんてしてないですから！

春日部市 藤ヶ谷

先月、娘（中3）の学校から、「特別支援就学奨励費補助申請書類」なるものが来ました。国の要綱改正により、普通学級に就学している障害児も支給対象になったのです。書類を見ていたらなんだか腹が立ってきて、「何この“奨励”って？奨励なんてしてないわよ」と叫びました。とりあえず、竹迫さんをお願いして二人で市教委に話を聞いてきました。アポなしで突然言ったので、文句を言いに行っただけ…のようになってしまいましたが、確認できたこともありましたので報告します。

- 今回、支給対象になっているのは「特別支援学校の就学基準に達する程度の障害のある児童生徒」と「特別支援学級に就学する児童生徒」です。そうすると、支援学級基準程度の障害で普通学級に就学している子たちは対象ではない、ということですよ？という質問には「今回は、そういうことになりますね…」という答えだった。
- 「就学援助費」と「特別支援教育奨励費」のどちらも対象になる児童生徒の場合はどうするのか？の答えは、「支給額の高いほうを申請するように勧める」とのことでした。ちなみに春日部市は「就学援助費」の額が高いのでそちらを進めるとのことでした。（市町村によって支給額に差があるらしい）

市教委からの話でわかったことは以上ですが、私の中のモヤモヤは消えません。

（次号へ続く）

- ※ 特別支援就学奨励費…障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組み。
- ※ 就学援助費…経済的な理由で小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対する制度、給食費や学用品購入費用の一部を援助する。

1月のTOKO ミニおしゃべり会はお休みします。

1月10日（金）は県教委義務教育指導課との話し合いが入ったため、お休みします。義務教育指導課との話し合いは、8月に行った総合県交渉の際、義務教育指導課から明確な回答がなかった点について改めて回答をいただく場です。

再質問内容は、①ここ10年間で就学判定数が倍増している理由をどう考えるか、②ともに学ぶ教育とは同一空間同一教材を前提と考えるか、③就学判定に従わず普通学級に就学している児童生徒の課題と工夫は？④支援学級から学区の普通学級への交流と共同学習の実態は？⑤教職員の資質の向上について私たちが研修を受けてもいいという提案に対してどう考えているか、です。午前10時～、場所は職員会館B2、です。ぜひご参加ください。

連絡先 中山 090-2202-5271